

婦人(女性)防火クラブによる



火災警報器 共同購入ガイド

～ 地域でまとめて購入。「あたりまえ」をひろげよう。～



財団法人 日本防火協会

はじめに

住宅用火災警報器の設置を個人住宅に義務付けるという画期的な消防法改正から2年余りが過ぎました。4千万戸を超える既存住宅のすべてに設置されるよう法の趣旨や機器の種類、取り付け方などを周知するには、地域に根ざして防火防災に取り組んでおられる全国の婦人(女性)防火クラブの皆様のお力が必要であるとの総務省消防庁をはじめ関係機関の期待に応え、クラブ員の皆様にあっては、各地で精力的に普及啓発に取り組んで頂いております。

住宅用火災警報器の設置には各家庭での負担を伴うことであり、また、その普及啓発活動を進めるにあたっては、それぞれの市町村の条例の中身や機種を選定、維持管理などについて精通する必要があり、ご苦労も多々あろうかと存じますが、火災による犠牲者を少しでも減らし、安心安全な地域づくりに向けて皆様の一層のご健闘をお願いしたいと存じます。

本書は、住宅用火災警報器の設置をさらに促進するため、「共同購入・あつ旋販売」の進め方について、婦人(女性)防火クラブの皆様の研修・討議資料として取りまとめたものです。

住宅用火災警報器の共同購入・あつ旋販売は、大量・一括購入により価格の低減を図ることができ、また、各家庭での機種選定・購入などの手間を省くことができることから、その飛躍的な設置促進に繋げることができる一方で、不適正な訪問販売等に対する有効な対処策にもなります。

本書はすでに共同購入等に取り組んでおられる地域の実例を踏まえ、平易に解説するよう配慮しておりますので、今後における住宅用火災警報器の設置促進を確かなものとする活動に向けて、ご活用頂ければ幸甚に存じます。

末筆ながら、本書の作成に当たり、随所にご指導を賜った総務省消防庁、「婦人防火クラブによる新住宅防火対策の推進に関する調査研究会」の高田恒委員長をはじめとする委員各位及びご協力頂いた市町村、婦人(女性)防火クラブの方々に感謝の意を表したいと存じます。

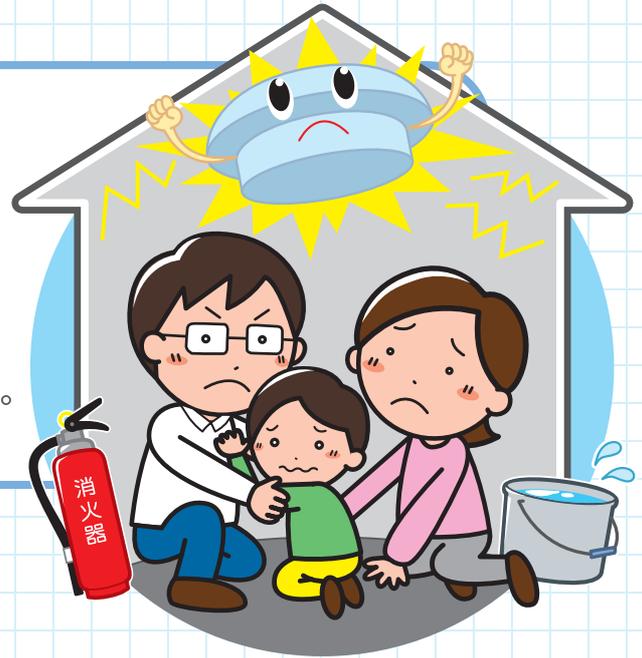
平成19年3月

財団法人日本防火協会

会長 片山虎之助

▶▶ この冊子について

このガイドは全国各地で結成されている婦人(女性)防火クラブ員(以下「クラブ員」といいます)が、「住宅用火災警報器」(以下「火災警報器」といいます)の設置促進にむけて、共同購入など、地域でのまとめ買いをすすめるための手引書としてご活用ください。



▶▶ この冊子のみかた

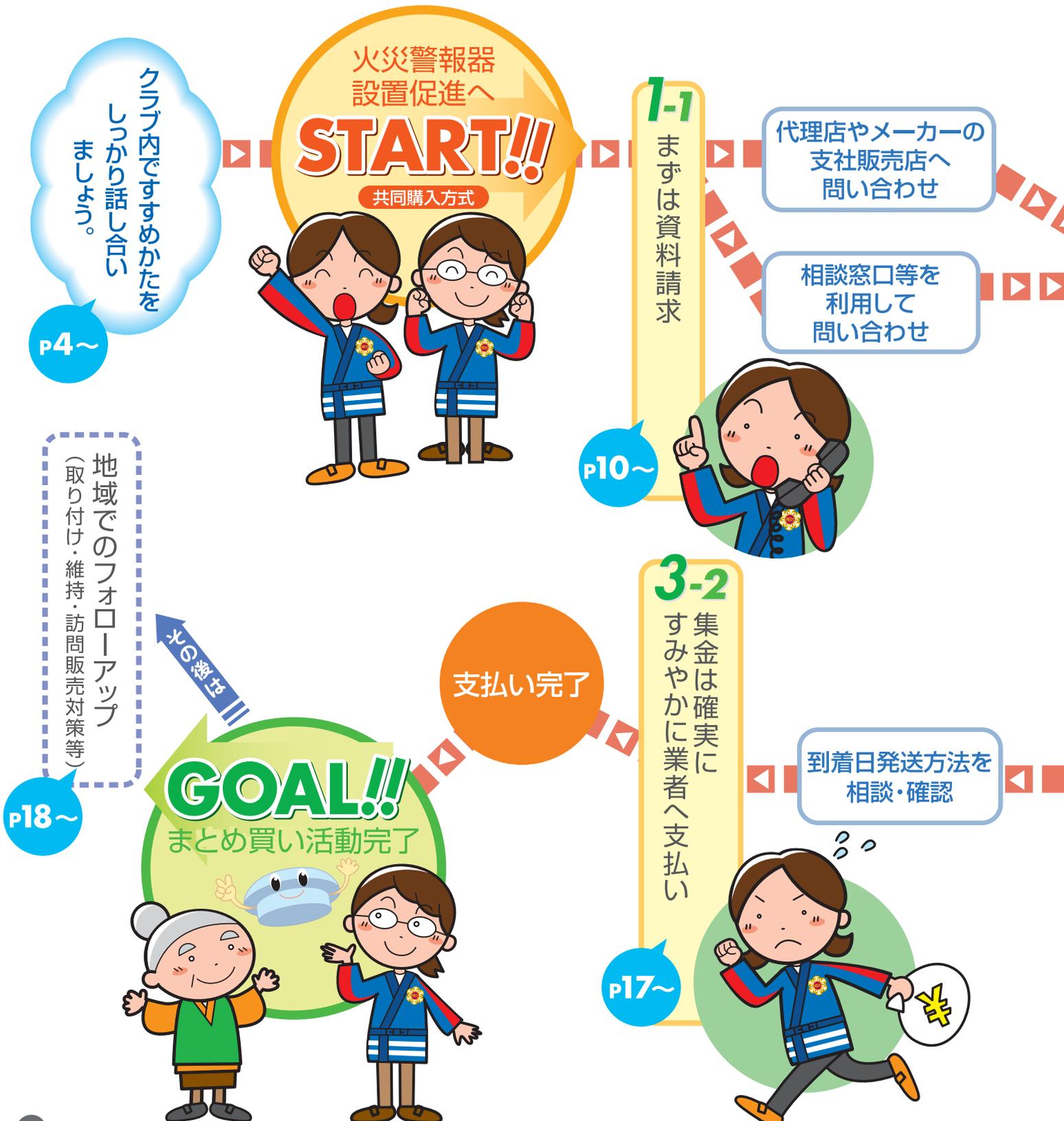
このガイドでは、火災警報器を地域でまとめて購入する方法(共同購入)のすすめかたや設置促進のためのPRについての情報やアイデア等を紹介しています。どこからでも読める冊子となっていますが、次のように読みすすめていくことをおすすめします。

- ▶ まず、全体の流れを確認しましょう。
- ▶ つぎにみなさんの活動がどこまですすんでいるかを確認してみましょう。
- ▶ まとめ買いの手順にしたがって注意点をまとめています。実際の行動に移るまえに、クラブ内でよく話し合っておきましょう。



まずは設置までのながれを 確認しましょう。

火災警報器を地域でまとめて購入するためのおもな手順はつぎのようになります。



事前に
確認しよう

- 確認1 まとめて購入するためにはどんな方法がある? →(P7)
- 確認2 PR活動のポイントを確認しよう。→(P9)
- 確認3 安心・安全なPRや購入活動の例や工夫するポイントは? →(P20)

知って
おきたい
情報

- 資料1 近年の住宅火災の状況 →(P23)
- 資料2 設置してよかった、火災警報器の奏功例 →(P24)
- 資料3 不適正な訪問販売に注意! →(P25)
- 資料4 火災警報器に関する相談連絡先について →(P27)



パンフレット
サンプルが届く

1-2

メーカー・製品選びは
じっくりと

P11~

クラブ内で
検討

資料請求先へ
製品の
問い合わせ

合い見積り
をとる

購入製品
決定



1-3

製品が決まったら、購入に
むけての相談・交渉へ

P12~

契約

内容・項目を
しっかりと
確認して



3-1

製品の引渡しは正確に

P17~



注文した
個数・住戸の
再確認

2-2

地区でまとめた個数を
業者へ発注

P16~

購入へのPRを
すすめましょう。

地域の
みなさんへ
注文をとる

わかりやすい
注文書づくりを!

2-1

引渡ししやすい地区単位に分けて
注文・個数を取りまとめよう

P15~

火災警報器の設置促進

～ 地域で購入・設置をすすめよう。～

地域みなさんに 取り付けてもらうためには？

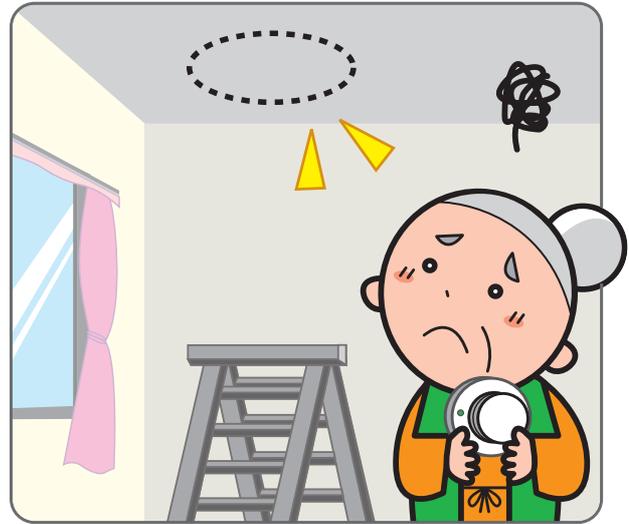
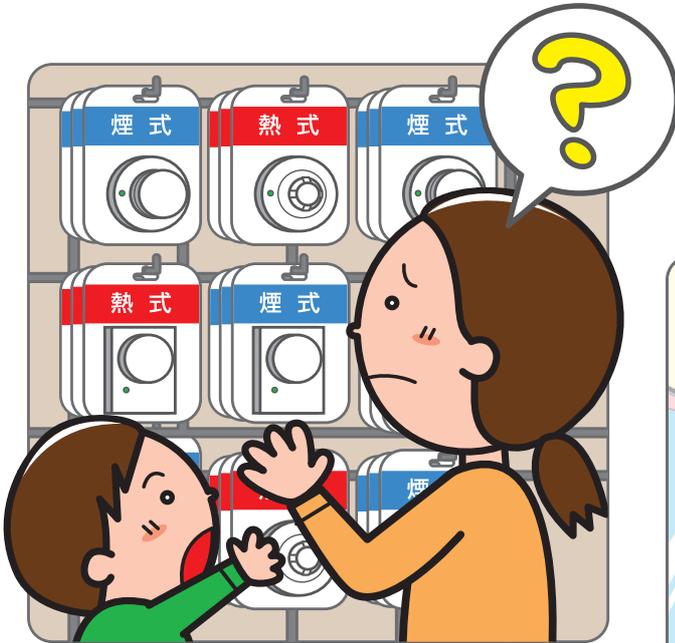
地域みなさんに火災警報器を取り付けてもらうためには、火災警報器の必要性をPRし、安心・安全な製品（NSマーク付き）をすすめながら、各家庭が火災警報器を購入し、正しく取り付けもらうことが必要です。

現在、各地域のクラブでは、つぎのようなことを考えてPRをすすめています。



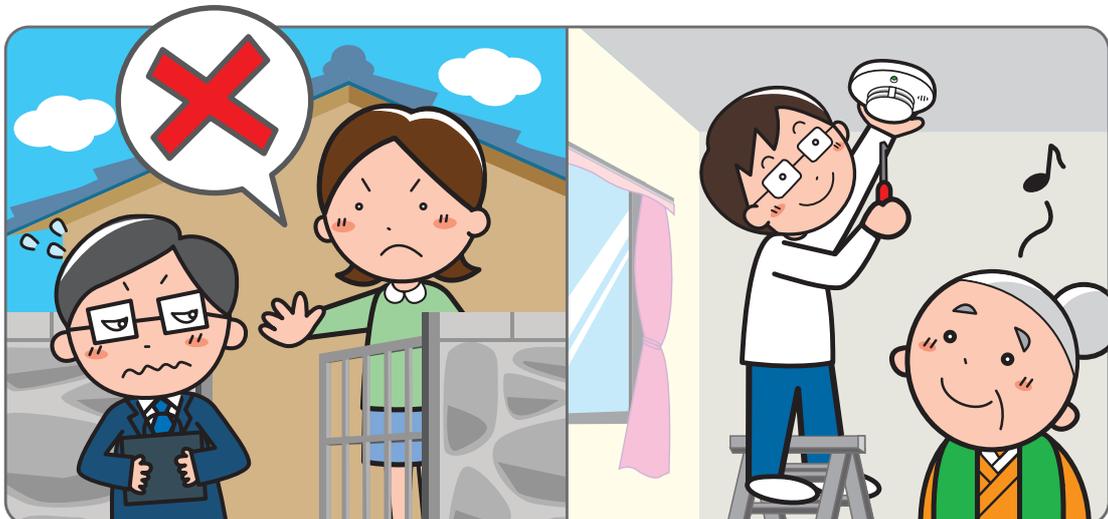
住民のみなさんにとっては、いざ火災警報器を購入しようと思っても、どの火災警報器を購入したらよいか迷ってしまうものです。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人などは、ご自身で取りつけることが困難な場合も考えられます。

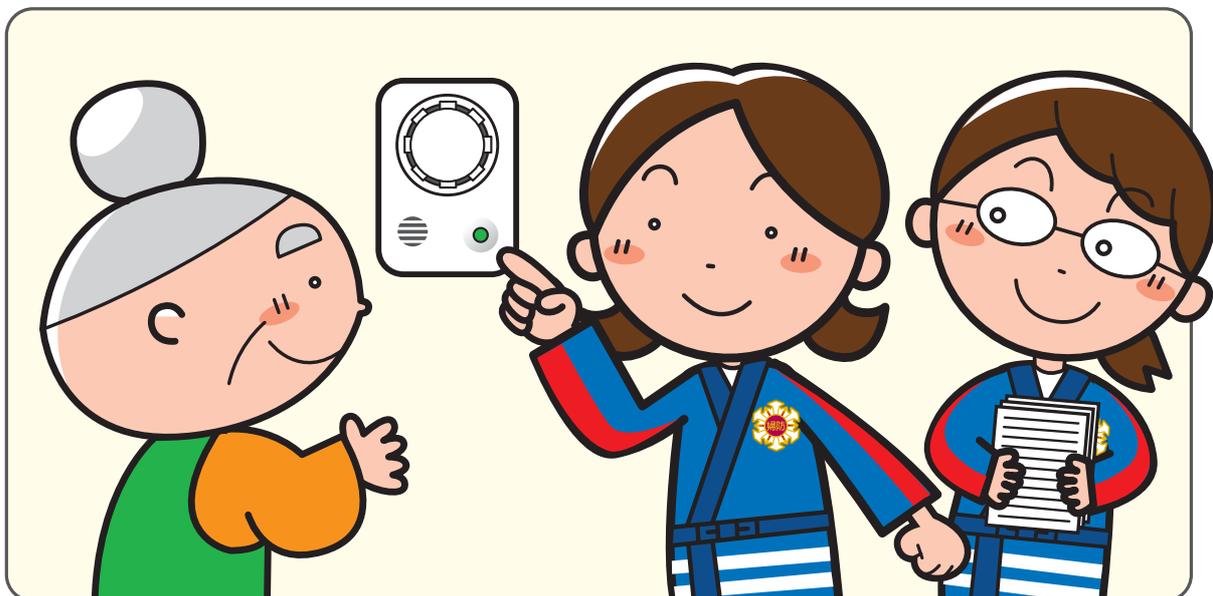


こうした場合は、共同購入やあっせん販売等、地域でまとめて購入し、火災警報器を取り付けてもらうよう、すすめてみましょう。

そうすることで、不適正な訪問販売等の防止につながります。



また、このように地域でまとめて取り付けることによって、電池等の交換時期の把握もできるので、地域全体の防火対策にも役立ちます。



まずは共同購入等、地域でまとめて購入する方法にはどのような方法があるのか、また、住民のみなさんに取り付けてもらうためにはどのようなPR活動が必要となるかを知っておきましょう。

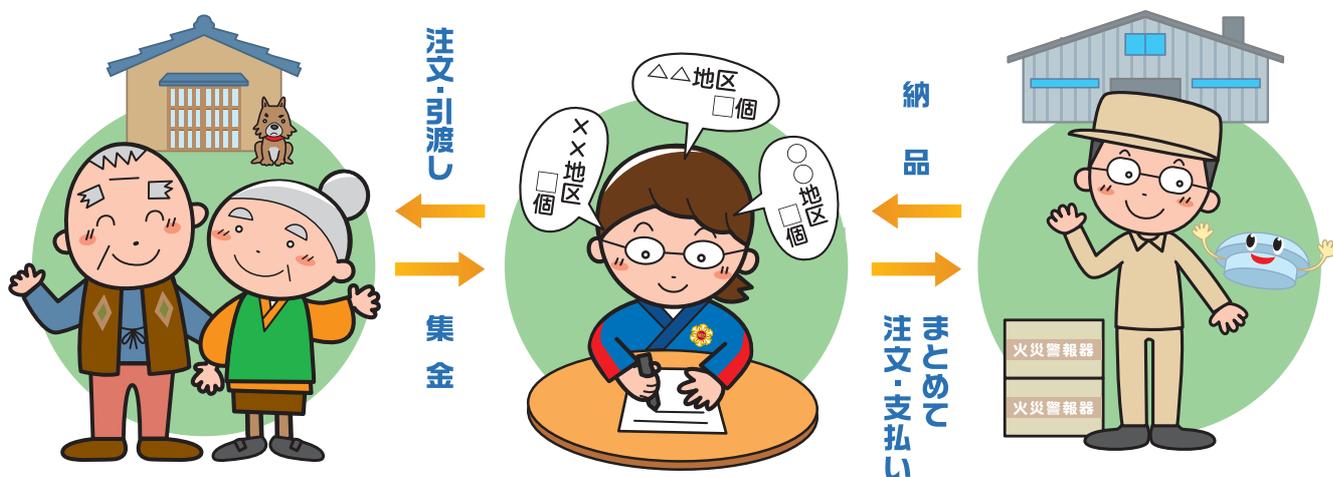


地域でまとめて購入するには？

地域でまとめて購入する方法としては、大きく分けると共同購入とあっせん販売という方法があります。

共同購入方式

共同購入方式とは、地域で購入する製品を選び、住民のみなさんとまとめて商品を購入する方法です。



あっせん販売方式

あっせん販売方式は、地域であっせんする製品を選び、一定の期間に個人毎に注文したい商品を選んでもらい、個別に商品を購入する方法です。



どちらも地域でまとめて購入をすすめる方法ですが、ある程度まとまった個数を一括購入する共同購入では、注文個数によっては割引があるので、「割安感」もあります。

※ この冊子では、できるだけ安く一括して購入できる、共同購入方式での実施手順を中心に紹介します。



そのほか、地域でまとめて購入する場合には、業者へ協力をお願いしたり、購入にあたって契約を交わすこともあります。クラブ員でできること、業者や地域に協力をお願いしたいこと等、事前にしっかりと話し合っておきましょう。

コラム 集金方法にも工夫を

クラブ員や町内会のみなさんに集金していただくのは大きな負担となり、リスクもともないます。注文個数が多い場合は、最寄りの銀行に相談し、銀行の集金システムを利用するのも一方法です。最近は全国ネットのコンビニ業者と提携している銀行も多く、このシステムを利用し、1万余個の共同購入をおこなった金沢市婦人防火クラブは、「わずかな未納者の対応で済み、集金業務の労力は大幅に低減された。」とのことでした。

PR活動のポイントを確認しよう。

地域でまとめて購入をすすめるまえに、一度PR活動を確認しておきましょう。
PR活動のポイントはつぎのとおりです。

火災警報器のPR活動のポイント

point
1

火災警報器について正しい知識を。

消防法が改正されて、火災警報器の設置が義務付けられたことや火災警報器の効果、設置場所、安心の「NSマーク」のついた製品選びなどをPRし、地域のみなさんに正しい知識を持ってもらうことが必要です。



火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。NSマーク付きの警報器は、感度やブザーの音量などが基準に合格したことを証明するものです。

point
2

地域のみなさんに幅広く。

家庭防火の見張り役となる火災警報器について、地域のみなさんに広く知ってもらうためには、できるだけ数多くPRの機会を持つことが必要です。少しの時間でも、みなさんに火災警報器のことを「見て」「触れて」「知って」もらうことが必要です。

また広報などではわかりやすい言葉で、ポイントを絞ったPRを心がけるなど、工夫も必要です。

point
3

地域団体との協力。

クラブ員だけのPRもなかなか難しいものです。

そこでふだんの活動で交流のある団体や、自治会など地域の団体に協力を求めながら、PRをすすめましょう。

協力者やPRする機会が増えれば、PR効果もあがります。

そのほか、高齢者のみの世帯等では火災警報器を購入しても設置することが困難であったり、定期的な点検や電池の交換など、維持管理ができない場合も考えられます。このようなケースに対処するため、PR活動の段階から地域で協力し合い、クラブ員の活動として設置・維持への係わりが期待されています。

まとめ買いの活動・交渉のポイント

～ 状況別のポイントとアドバイス ～

手順
1

資料請求～相談・交渉

共同購入方式もあっせん方式も、各婦人（女性）防火クラブで、まずはどのような製品があるのか、また価格がどのくらいなのかをパンフレット等で比較し、地域でまとめて購入するための製品選びが必要になります。

1-1 → まずは資料請求 ✓

どのメーカーの製品を地域で購入するのかを選定するために、まずは情報収集として資料請求からはじめます。

問い合わせ先について

代理店やメーカーの支社・販売店等をさがす

地域の代理店やメーカーの支社・販売店等（以下「業者」といいます）をさがし、資料や情報を入手しましょう。さがし方がわからない場合は、最寄りの消防署または、住宅防火対策推進協議会のホームページにある住宅用火災警報器メーカー相談窓口や住宅用防災機器等取扱店リストも活用してみましょう。

資料請求のポイント

複数の製品を資料請求

資料請求の段階では、比較検討のためにも、複数の製品について資料請求するようにしましょう。

必要なパンフレット・サンプルの提供依頼

必要なパンフレットの部数やサンプルの個数を伝え、提供してもらえるかどうか確認しておきましょう。



1-2 メーカー・製品選びはじっくりと✓

資料やサンプルが届いたら、クラブ内で相談しながら「どのメーカー」の「どの製品」でまとめ買いをするか選定しましょう。



選定するメーカー・製品は1つに絞ったほうが、複数の場合よりも割引があったり、取りまとめやすくなりますが、地域によっては「住民のみなさんも選択できるように」と複数のメーカーを選択するケースもあり、クラブごとに考え方はさまざまです。クラブ内でしっかり相談し、じっくりと選びましょう。

製品選びの際のポイント

製品の比較検討

各メーカーの製品には、保証期間や、電池の交換時期が異なっていたり、警報を音声や光で知らせるタイプなど、さまざまな製品があります。じっくり検討して「地域におすすめ」という製品を選定しましょう。

NSマークの製品

地域に安心な製品を紹介するため「NSマーク」の付いた製品を選びましょう。

わからないことは業者に相談

製品についてわからないことがあれば、資料を請求した業者の担当に相談し、きちんと理解しておきましょう。

合い見積りをとって比較

複数のメーカー・製品から見積りをとるなど、納得のいく製品選びを心がけましょう。

クラブ員の意見も取り入れて

クラブ内で相談し、クラブ員の意見も聞きながら選定しましょう。

1-3 製品が決まったら、購入にむけての相談・交渉へ✓

製品が決まったら、いよいよ購入についての相談・交渉をはじめます。
相談・交渉では、つぎのようなことを確認しておきましょう。

相談・交渉の際に確認すること

注文の時期や期間

いつごろから注文をすすめるかについて

価格について

1個当たりの価格がいくらになるのか。
またどの程度値引きがあるのかを確認。
(どれくらいの個数でどのくらいの値引きがあるか等)

契約項目や内容はしっかりと確認を

契約を結ぶときには、次のような内容をしっかりと
確認しておきましょう。



最低限これだけは確認しましょう。

契約の成立時期、契約の有効期間など

例. 平成〇年〇月〇日に契約を締結、〇年間有効

履行の場所など

例. 契約者の住所にて注文後〇日までに商品を引渡す

契約の相手、対象者など (必ず団体として契約しましょう)

例. 売主(〇〇事業所)と買主(〇〇婦人(女性)防火クラブ)

契約の対象、目的物など

例. 品名、数量、価格

その他の確認事項

例. この契約で実行される内容、支払の方法、保証の内容、契約解除・
損害賠償の条件、業者の協力内容など

たとえ契約書を作成しない場合でも、法律上は、当事者同士の意思の合致により契約が成立することになりますので、上記の項目については必ず確認しましょう。

ところで、相談・交渉と同時に婦人（女性）防火クラブとしては、地域でまとめて購入するためのPRもすすめていくことになります。

この時点でPRの際に必要なカタログやサンプルの提供等についても相談しておきましょう。

ただし必ず業者の協力が得られるということではないので、どのような協力が得られるかについては、クラブの意見も伝え、相談することが必要です。



参考までに既に購入をすすめている地域では、つぎのような協力が得られたようです。

注文する業者の協力について

- 製品のパンフレットやPR用のサンプルの提供
- 住民への回覧・注文用のパンフレットの作成
- 取り付け方の説明や取り付けの協力
- 火災警報器取り付け済みシール製作 等



わが町の取り組み

～火災による犠牲をなくすために～

宮城県松島町防火クラブでは、PRをすすめるにあたって、はじめのうちは婦人防火クラブの「茶の間から茶の間へ」のクチコミ運動が最適なのではと考えていました。ところがわが町で火災が発生し、悲しくもいたましい焼死者が2人も出てしまったのです。

もし何らかのかたちで火災の発生を知らせてくれる火災警報器がついていれば逃げる事が出来たはずと思うと、改めて火災警報器の必要性を感じました。

そこで家計に負担にならない様、まず各家庭1個から始め20年6月1日までに必要な個数を取り付けるというPRをすすめることになりました。

各地区の婦人防火クラブの役員が中心となり各戸をまわり説明し理解を得て推進し、約1ヶ月の間の活動で814個の火災警報器を取り付けていただくことができました。

取り付けにあたっては、地区の行政連絡員も協力して取り付けました。またある地区では自治会長に一人暮らしの高齢者宅に住宅用火災警報器の必要性を説明し、自治会の予算で購入し、民生委員さんと共に取り付けをする事もできました。

取り付けた地域では、すでに警報器が作動したとの報告もありました。

原因は煮物をしながらちょっとと思って外に出てしまったそうです。警報器の音にびっくりして家の中に入ると煙が充満し、なべはまっ黒だったそうです。警報器のおかげで火事には至らなかったと!まずはひと安心です。

このように、火災警報器を取り付けることによって、被害を未然に防ぐことができます。みなさんの地域でも、1人でも多くの住民のみなさんへ火災警報器の必要性を知っていただき、早期の設置へむけて計画的にPR活動をすすめましょう。



※ そのほかにも各地で、いろいろな工夫ある活動に取り組んでいます。

注文～納品

販売店等の業者側との購入、引渡しにむけての相談・交渉がまとまったら、早速地域へまとめて購入することをPRし、注文個数を地域で取りまとめて、業者へ注文し、製品を受け取ります。

2-1 引渡しやすい地区単位に分けて 注文・個数を取りまとめよう ✓

製品が決まってから、各クラブ員が住戸ごとに注文をとったり、回覧板等を活用しながら注文個数を取りまとめます。回覧する際は、自治会等の了解や協力も必要になるでしょう。

またひとり暮らしの高齢者の方等へのPR・注文は、民生委員や福祉活動団体の方の協力があるとよりスムーズにおこなえる場合もあります。

注文の際に心がけること

地区ごとに注文

引渡すときのことを考えて、できるだけ地区ごとに分けて注文をとっておきましょう。

注文受付期間の明記

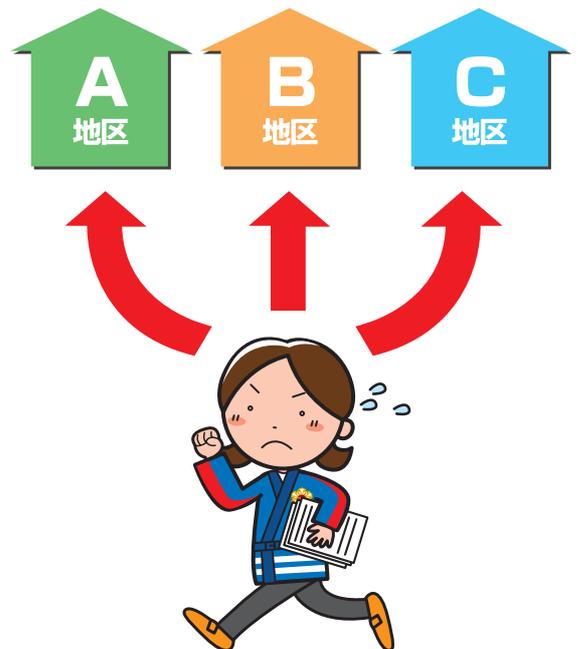
注文受付後に追加で注文や個数の変更を求めてくる場合も考えられます。

注文書には注文期間（特に締め切り日）をしっかりと明記しておくとともに、変更があった場合の対処について、業者と相談・確認しておきましょう。

取り付けの希望確認は注文時に

製品の引渡し時に、クラブ員や地域団体、業者などへの取り付けの依頼について希望をとる場合は、注文とあわせて聞いておきましょう。

※ 特に業者に依頼する場合は、協力してもらえるかどうかを相談のうえ、取り付け日時などの調整もおこなう必要があります。



地域によっては、高齢者や障害者の福祉サービスとして火災警報器を助成・支給している場合もあります。このような場合は、共同購入の対象外となると思われますので、あらかじめ福祉部局などに確認しておきましょう。

2-2 地域でまとめた個数を業者へ注文 ✓

地域でまとめた個数を業者へ発注します。場合によっては、取りまとめた地区ごとに業者へ発注する場合も考えられます。

発注する個数や配送の方法は、注文する個数がまとまった段階で、間違いのないよう、業者と確認しておくことをおすすめします。



発注の際に確認すること

製品到着日の確認

住民のみなさんへお知らせするためにも必ず確認しておきましょう。

配送の方法と手数料の確認

地区ごとに個別に配送するのかあるいは所定の場所に一括配送してもらうか等クラブとしての希望する配送方法を業者へ伝えましょう。その際配送手数料等がかかるかについても確認しましょう。

配送場所に十分な保管スペースはありますか？

注文する個数によって異なりますが、一度にたくさんの注文がある場合には、配送されてきた製品を安全に保管できる場所を確保しておかなくてはなりません。

不安のある場合は、業者の方にも相談してみましょう。

住戸への引渡し・集金

注文した製品が届いたら、届いた製品の個数に間違いがないか確認し、住民のみなさんへ引渡す準備をすすめます。

また支払いの際に間違いのないよう、製品と引き換えに集金をおこないます。

3-1 製品の引渡しは正確に ✓

注文のあった住戸へは、引渡す個数を間違えないよう気をつけましょう。
事前に、引渡す地区ごとに個数を仕分けしておくこと、間違いを防ぐことができます。

引渡し前は、ここに注意

届いた個数をまず確認

注文した個数と届いた総数に間違いはないか確認しましょう。また、足りない場合は必ず業者へ確認しましょう。

※複数の場所に配送をしている場合は、一方で余りが出ていることも考えられます。

仕分けや受け渡しの際に破損や不具合が見つかった場合

まずは業者へ連絡し、対応を確認しましょう。

3-2 集金は慎重に、すみやかに業者へ支払い ✓

製品を引渡すとともに、代金の集金をおこなうこととなります。金銭の取り扱いは慎重・確実におこなきましょう。

また集金が完了したら、すみやかに業者へ支払いを済ませましょう。

集金・支払いでの確認

できるだけ代金引換での製品引渡しを心がけましょう

集金・引渡しに間違いが起きないように、できるかぎり、「代金引換での製品引渡し」をおすすめします。
集金方法には、ほかにも銀行の集金システムを利用する方法もあります。(→ P.8参照)

業者への支払い方法は確認していますか

業者への料金の支払い方法についても、必ず確認しておきましょう。



購入活動終了・・・そのあとは？

～ 設置後のフォローアップ活動のすすめ ～

注文した地域のみなさんへ製品を引渡し、集金・支払いが完了すると、活動も一段落です。まだ火災警報器を取り付けていない地域がある場合は、設置を呼びかけ、地域でまとめて購入するようすすめましょう。

引渡し後に、地域のみなさんから取り付け方や定期点検などについて問い合わせがあるかもしれません。保証期間内であれば、業者またはメーカーが対応しますので、保証書等にある問い合わせ先から、対応を求めましょう。

多くの場合は誤作動による問い合わせが考えられますので、警報音の止め方などは、PR活動や引渡し時等に事前に周知しておくことも、フォローアップとして有効なポイントとなります。

またどのような不具合があったかを知っておくと、今後の対応にも役立つかもしれません。是非確認しておきましょう。



引渡し後のことを業者とも確認しておきましょう

引渡し後の不具合やわからないことへの問い合わせ先

住民のみなさんも購入後に気づくことやわからないことが出てくることもあります。こうした場合の問い合わせ先を確認しておきましょう。

設置後のフォローアップ活動について、可能な限り取り組むことで、住民のみなさんの理解も深まり、今後の地域での防火活動の強化へとつながります。



できるだけ地域の取り付け等にも協力を

地域の安心・安全を守る体制づくりへ

取り付けたら活動が終わるわけではありません。

定期的な交換や機器によっては定期点検など、今後は地域の安心・安全を守る体制づくりも必要です。

コラム

フォローアップ活動

～住戸に立ち入るときは複数のクラブ員で～

取り付けや設置後のトラブル等で住戸に立ち入るときは、「ものがなくなった」等のトラブルをおこさないためにも、1人では立ち入りはせず、できるだけ2人で訪問するようにしましょう。

また住民のみなさんのなかには、高齢者や障害のある方、認知症の方もいます。

こうした方の住戸への立ち入りは、民生委員等に同伴をお願いしておこなうとよいでしょう。



安心・安全な活動にむけて

～ PR・購入活動へひと工夫 ～

▶▶ 1 まずは身近なクラブ員から、 そして地域にひろげてゆきましょう。

愛知県碧南市や福井県福井市では、クラブ員が「まずは自分達から購入して地域にひろめていこう」という目標のもと、クラブ内で共同購入をすすめました。

また、愛知県大治町では、クラブの幹部が率先して取り付けをすすめることから始めました。

兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会では、複数のメーカーの警報器を提示し、全県のクラブ員が希望の機器を選択して共同購入に取り組める体制をつくり、設置促進を図っています。

一方、全市民に呼びかけて、購入活動をすすめているクラブもあります。

石川県金沢市では、市内の校区・地区ごとに結成されている57の婦人防火クラブで構成する金沢市婦人防火クラブ協議会が、住宅用火災警報器購入申込書付きの紹介チラシを作成、市内全住戸（約19万世帯）に回覧し、市民に対し購入・早期設置を促す活動をスタートさせています。



設置促進活動では全ての住戸に火災警報器が設置されることが望めますが、「まずはここから」というはっきりとした目標を決めて活動することも大切です。

金沢市
婦人防火クラブ協議会
によるチラシ

2 地域の団体との協力体制があるとPRもすすめやすくなります。

例えば、茨城県小美玉市のクラブでは、区長等を協力員、区議長等を顧問として、地域全体で協力しあう体制ができているため、他団体との連携が図りやすい環境にあります。



そのほかの地域でも、自治会や民生委員、老人会、公民館等の施設関係者等、さまざまな団体と協力体制を築いて活動しています。

こうした協力体制は、共同購入や火災警報器のPRのためにつくられたものではなく、ふだんからの地域や団体のつながり、結びつきによるものです。

また、協力者や活動する機会が増えれば、PRの効果もあがります。

3 人のあつまるところでコツコツと。

静岡県浜松市のクラブでは、公民館での講座の際や地域の老人会や寿大学などの活動の際に、既存の企画講座に飛び入りで、PR活動をおこなっています。

また大分県大分市のクラブでも、老人会などの会場で10分くらいの時間を利用して、「婦人防火クラブからのお知らせです」というかたちで、火災警報器を見せて説明しています。



人が集まる機会ごとに少しずつPRをおこなうことによって、関心を持ってもらう人を増やしていくこともPR・設置促進では重要なポイントです。

▶▶ 上手なまとめ買い活用術

地域によっては、つぎのような手順でまとめて購入をすすめています。

活用例

「まずは家庭に1つ取りつけよう。」 岩沼市婦人防火クラブでの活用術

早く火災警報器の
取り付けを
進めるには…



宮城県岩沼市婦人防火クラブでは、地域内で、まだ悪質な訪問販売の被害はないものの、地域のみなさんが被害にあわないよう、できるだけ早く、火災警報器の取り付けをすすめたいと考えています。



クラブ員の会議で話し合った結果、悪質な訪問販売を防ぎ、安心・安全に取り付けるため、まずは各家庭に1つ取り付ける「一家庭一個運動」をすすめることになりました。

A社か？

B社か？



A社とB社の2製品に絞り、回覧で注文をとりながら、住民のみなさんにも選んでもらえるように工夫しました。



PR活動による関心の高まりと、「まずは一個」という手軽さもあり、地域のみなさんから多くの注文が集まりました。

参考資料

～ 火災警報器や購入等に関する情報 ～

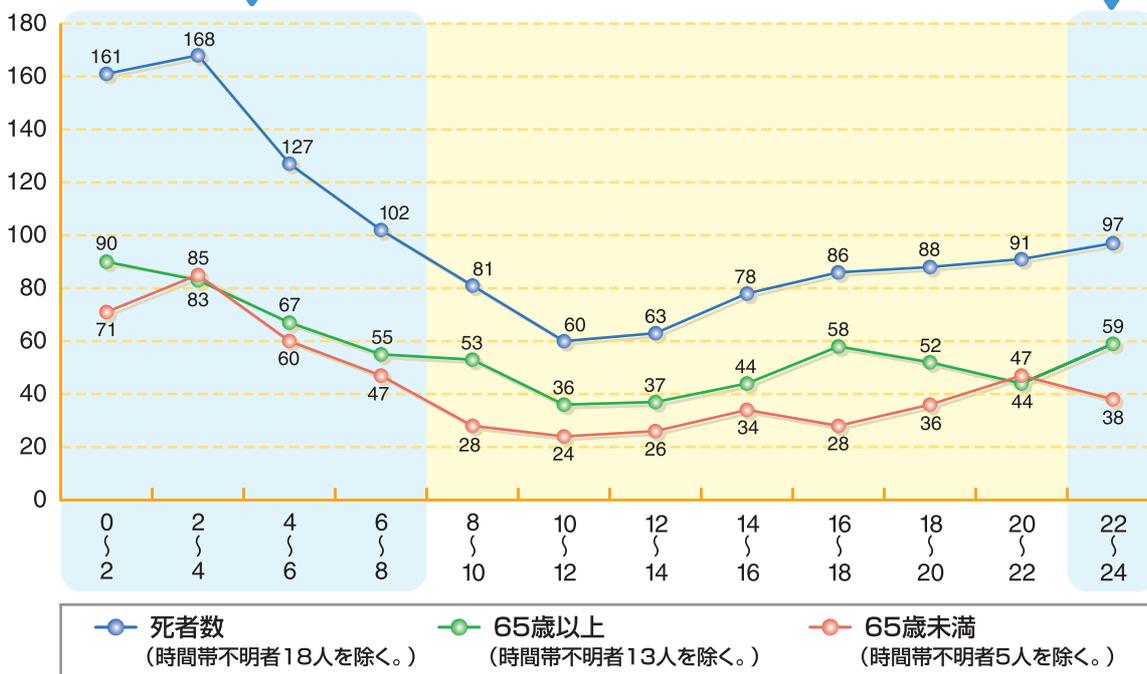
1 近年の住宅火災の状況

平成17年度における火災による時間帯別の死者の状況を見ると、就寝時間帯（22時台～5時台）に多くの死者が発生しています。

時間帯別死者数（平成17年）

資料：消防白書

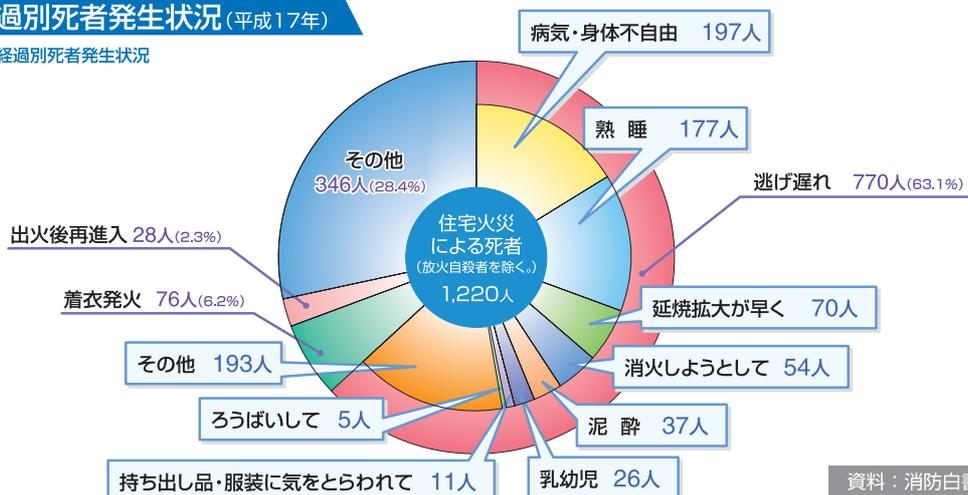
就寝時間帯（22時～5時）に火災による犠牲者が多く発生



また住宅火災による死者のうち約6割が逃げ遅れによるものであり、その多くは高齢者です。今後高齢化の一層の進展に伴い、住宅火災による死者数の増加が懸念されています。

火災による経過別死者発生状況（平成17年）

住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者を除く。）



資料：消防白書

2 設置してよかった、火災警報器の奏功例

平成18年8月～11月の間、消防庁に寄せられた住宅用火災警報器等の奏功事例は、次のとおりです。

21時50分頃、木造モルタル2階建瓦葺き約68㎡の専用住宅から出火。火元家人である一人暮らしの60代女性（歩行困難）が1階で就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、自宅の加入電話にて119番通報した。通報後は自力で玄関まで移動し、隣接居住の家族の助けにより避難した。その後、家族が初期消火のためバケツで2回水をかけるが失敗し、全損した。

鹿児島県枕崎市

午前6時40分頃、木造瓦葺き2階（一部平屋）建て住宅の1階居室から出火。家人は2階寝室で就寝中であったが、階段に設置していた住宅用火災警報器の鳴動に気づき1階から屋外へ避難し命に別状なし。通報は、付近住民からで、住宅は全焼した。

兵庫県三田市

1世帯3人が居住する専用住宅から警報音がするのを隣人が気づいた。見ると家から煙が出ていたが、鍵が掛かっており中に入れなかったため119番通報した。現場到着した消防隊が鍵の掛かっていなかった開口部から進入し、鍋の空炊きを発見、こんろ火を消している。当該専用住宅に居住する主婦が布巾を煮沸消毒するためこんろ火を点けたが、火を消さないまま隣の病院に出掛けたもので事案発生時、留守宅であった。住宅用火災警報器は、9日前に設置したばかりであった。

鹿児島県鹿児島市

備え付けガステーブルとは別のガスコンロを窓際に置き、それに味噌汁の鍋をかけた。外からこんろの火が見えないように、窓に座布団を立てかけておいたが、その座布団が台所を離れている間にコンロ側に倒れ、着火した。台所に設置した住宅用火災警報器（煙式）が作動し、その音に気づき発見。水道水をかけて消火した。（平成18年11月新築）

新潟県上越市

午後2時頃、1階台所で住人が鍋をガスコンロの火にかけ、その場を離れた。その後、鍋から煙が出て2階階段に設置されていた住宅用火災警報器（煙式）が鳴動した。隣人がその音を聞いて、駆け付けたら、煙が出ていたので119番通報した。鍋の焼焦げで火災には至っていない。なお、台所は熱式の住宅用火災警報器のため発報しなかった。

愛知県名古屋

資料：消防庁

3 不適正な訪問販売に注意!

平成18年8月～11月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する情報は、次のとおりです。

男性2人が来て、「住宅用火災警報器がありません。」「回覧が回っているはずだ。」と話し台所の壁に1個設置し、19,900円を請求した。契約書にサインし請求金額を支払った。契約書は市に提出すると言って持ち帰った。

島根県益田市

販売員1名が訪れ、「住宅用の警報器が設置義務になりました。その内、消防署で点検に来ますので、設置したほうがいいですよ。」と言われ、1個21,000円で計2個購入した(その後、クーリングオフ制度の活用により返品)。

福島県いわき市

60歳代女性(一人暮らし)宅に「市から来ました」と男性2人が訪問。今度住宅用火災警報器が義務になり取り付けますと言い、押し売りの的で怖くなり断ったが、ずかずかと入り台所に1個取り付けた。22,000円を請求され現金で支払うと、2週間くらいしてから領収書を送ると言って帰って行った。その後、怖くなり通報した。

秋田県横手市

70歳後半の夫婦の家庭に本部の方から来た、と男性2人が訪問し、住宅用火災警報器の設置が義務になり、取り付けなければならないと言って、家の中にずかずかと入ってきた。お金がないと言って断ったが、毎月1500円ずつのローンでも良いと言われ、購入を勧められた。以前にも高額な消火器を買わされたことがあるので、その場は断ったが、12月末頃にまた来ると言って帰った。その後、心配になり消防団員に相談した。

岩手県九戸郡

高齢者宅に男性3人が訪れ、「電気の安全で、漏電予防のため法律が改正され、警報器を設置しなければならなくなった。」と消防法令改正の印刷文を見せて説明している間に他の男たちが機器らしいものを取り付けた。そして、30万円を請求したが手持ちがないことを伝えると、12月7日に受け取りに来るから用意をするように伝え、立ち去った。その前日の午後1時前頃、先の男から電話でお金の確認があり、数分後に受け取りに来たので支払った。取り付けられた機器は全く感知機能などなく、住宅用火災警報器等の類ではないもの、又残っていた工事終了証明書、領収書などに記載されている事業所名や電話には該当がなく、詐欺行為であることが判明したため、警察へ通報した。

兵庫県明石市

！ ご注意を!? 寄せられた情報からみる手口

- ▶ 法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければいけないと迫る。
- ▶ 役場、消防署から来たと騙る。
- ▶ 強引に家に入ろうとする。
- ▶ 回覧板で回し、地区の全戸に取り付けに回っているからと心理的に追い込む。

被害にあわないためには・・・

- ▶ 消防職員は訪問販売はしません。
- ▶ 自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく。
- ▶ 承諾を得ず点検をしはじめると、「怪しい」と感じたらその場で断る。
- ▶ 点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければならない作業ではありません。
- ▶ 口車に乗せられて、即決・契約しないこと。
- ▶ 事前に見積もりをとり、工事内容をよく確認すること。
- ▶ 高すぎたり、安すぎるのは、おかしいと疑うこと。
- ▶ 罰金という言葉におびえて動揺しないこと。(罰則はありません)

不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・

▶ クーリング・オフ制度

契約(購入)から一定期間(住宅用火災警報器の訪問販売については8日間)の場合、クーリング・オフをすれば代金を支払わなくてもすむ、支払った場合の全額返還が行える制度です。

クーリング・オフ制度の活用

詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。
(国民センター URL <http://www.kokusen.go.jp/map/>)

資料：消防庁

4 火災警報器に関する相談連絡先について

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは…

消防法の規定に基づく住宅用火災警報器に関する、製品の仕様、販促用サンプル、購入先、購入方法等のお問い合わせについては、各メーカーの相談窓口までお気軽にご相談ください。

会社名・部署名	電話番号	ホームページアドレス
ホーチキ株式会社 環境リビング事業部	03-3444-4192	http://www.hochiki.co.jp
能美防災株式会社 HS推進室	0120-155-772	http://www.nohmi.co.jp/jukeiki/index.html
ニッタン株式会社 商品販売部	0120-468-466	http://www.nittan.com/
松下電工株式会社	ホームページ をご覧ください。	http://biz.national.jp/Ebox/jukeiki/
ヤマトプロテック株式会社 テクニカルサポート室	0120-80-1084	http://www.yamatoprotec.co.jp
株式会社モリタ 防災事業本部	03-5777-5082	http://www.morita119.com

※地域の販売店の検索は、住宅防火対策推進協議会ホームページに、全国の販売店が掲載されています。

ホームページ <http://www.jubo.go.jp/index2.html>

婦人防火クラブによる新住宅防火対策の推進に関する

調査研究会

委員

高田 恒	全国町村議会議長会 事務総長
梅原 直	総務省消防庁 予防課長
足立 雅英	総務省消防庁 防災課 災害対策官
楠田 勝彦	総務省消防庁 予防課 課長補佐
飯塚 眞一	姫路市消防局 予防課長
齋藤 仁	財団法人東京防災指導協会 育成第一課長兼第二課長
大久保 勲	社団法人日本火災報知機工業会 理事兼事務局長
吉田 八重子	宮城県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
藤井 千鈴子	群馬県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
新井 明子	埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
鈴木 政子	静岡県女性防火クラブ連絡協議会 会長
永坂 幸子	愛知県婦人消防クラブ連絡協議会 会長
向井 成美	松山市女性消防団 班長

事務局（財団法人日本防火協会）

秋本 敏文	理事長
馬瀬 寛	常務理事

ワーキンググループ

梅次 盛雄	総務部長兼振興部長
塩谷 紘一	振興部課長
水村 昇	振興部兼業務部課長補佐
松永 学	株式会社ぎょうせい総合研究所 研究員

婦人(女性)防火クラブによる

住宅用火災警報器共同購入ガイド

～ 地域でまとめて購入。「あたりまえ」をひろげよう。～

平成19年4月発行

編集・発行：財団法人 日本防火協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館5階

TEL 03-3591-7121/FAX 03-3591-7130

URL <http://www.n-bouka.or.jp/>

制作・印刷：株式会社 ぎょうせい

